

OSI オブジェクト識別子
登録管理業務のご案内

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

国内登録機関としての一般財団法人日本情報経済社会推進協会の業務

一般財団法人日本情報経済社会推進協会は、ISO系のOSIオブジェクト登録に関する登録機関として、次の業務を日本産業標準調査会（JISC）より移管されています。

- ① OSI オブジェクト識別子登録申請の受付
- ② OSI オブジェクト識別子の付与
- ③ OSI オブジェクト識別子登録簿の維持管理
- ④ OSI オブジェクト識別子登録簿の公開
- ⑤ OSI オブジェクト識別子登録の更新手続き

OSIオブジェクト識別子登録に関する問い合わせ先：

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 12F

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

OSI オブジェクト識別子登録管理 担当

TEL: 03-5860-7560

FAX: 03-5573-0560

Mail : kcode@jipdec.or.jp

* お問い合わせの電話は平日の午前9時から午後5時までをお願いいたします。

ご注意 ITU-T系の国内登録窓口は総務省が行っています。OSIオブジェクト識別子の登録申請の際には、申請者の責任において登録窓口を選択してください。

OSIオブジェクト登録の対象

国際的及び国内的に認められたOSIオブジェクト登録機関として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会は、「組織」の登録を行います。

ここでの組織とは、国の機関、地方公共団体、その他全ての法人格を持つ団体及び法人格を持たない団体をいいます。組織を登録することによって各組織は一意的な登録組織番号を付与され、各組織に固有な情報オブジェクトの識別子を一意に定めるためにその一部 (OSIオブジェクト識別子構成要素値) として使用されます。

登録手順

(1) 登録申請者

OSIオブジェクト識別子の登録申請は、原則として実際に活動を行っている組織（事業主・会社・企業・団体など）が行います。

(2) 登録・更新料

OSIオブジェクト識別子の登録・更新には以下の料金が必要です。

- ① 登録料 20,000 円 (消費税別途)
- ② 更新料 10,000 円 (消費税別途)

登録・更新料は後払いです。登録・更新の処理完了後に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行する請求書に記載の口座に、登録料をお振り込みください。

なお、**振込手数料は登録申請者をご負担ください。**

お支払いの期限は請求書が届いてから 2 カ月です。お支払いがそれ以降になる場合には当協会に振込予定日をお知らせください。

登録・更新料の支払いがいただけない組織の登録は抹消します。

(3) 登録申請手続き

OSIオブジェクト識別子の登録申請に必要な書類は以下の通りです。

- ① 登録申請書
- ② 登記簿謄本の写し (法人登記されている組織の場合)

登録申請は、郵送または宅配便等で送付してください。

*** お急ぎの場合にはメールまたはファクシミリでの仮提出を受理しますが、後日必ず原紙を郵送または宅配便等で送付してください。**

(4) 申請内容の審査

書類の不備、既に登録されていないかなどの審査をします。

(5) OSIオブジェクト識別子の割り当て通知

審査に合格した場合には、以下の結果をすみやかに郵送または宅配便にて通知します。

- ① OSIに係わる組織の組織登録番号（申請順に発行）
- ② OSIオブジェクト識別子構成要素値（レベル1～4）

あわせて登録料の請求書を同封しますので、請求書記載の口座にお振り込みください。

(6) OSIオブジェクト識別子の登録更新

OSIオブジェクト識別子の登録有効期限は3年間で、3年ごとに更新手続きが必要です。登録通知書または更新通知書に記載の「有効期限」の半年前から更新を受け付けます。引き続きOSIオブジェクト識別子を使用する場合は、更新の申請書を有効期限より前にご提出ください。

OSIオブジェクト識別子登録の更新申請に必要な書類は以下の通りです。

- ① OSIに係わる組織の登録更新申請書
- ② 登記簿の写し（法人登記されている組織で、申請時の登記簿謄本の記載内容から変更がある場合のみ添付ください。変更がない場合は不要です。）

更新申請書は、郵送または宅配便等で送付してください。

手続き完了後、更新通知書および請求書を送付しますので、請求書記載の口座に更新料をお振り込みください。

有効期限を過ぎた組織の登録は自動的に抹消します。期限までに更新の手続きができない場合にはその旨を当協会までお知らせください。

(7) 登録内容の変更手続

代表者の交代、社名変更、本社の移転、担当者の人事異動、事務所の移転など登録内容に変更があった場合は、速やかに、登録変更の手続きをお願いいたします。

OSIオブジェクト識別子登録の変更申請に必要な書類は以下の通りです。

- ① OSIに係わる組織の登録変更申請書
- ② 登記簿の写し（法人登記されている組織で、申請時の登記簿謄本の記載内容から変更がある場合のみ添付ください。担当者変更の場合は不要です。）

変更申請書は、郵送または宅配便等で送付してください。

登録内容の変更手続きに係る費用は無料です。

当協会からの連絡が取れなくなった組織の登録は自動的に抹消いたします。

(8)登録の抹消手続

OSI オブジェクト識別子が不要になった場合は、登録抹消の手続きをお願いいたします。

OSIオブジェクト識別子登録の抹消申請に必要な書類は以下の通りです。

① OSI に係わる組織の登録抹消申請書

登録内容の変更手続きに係る費用は無料です。

有効期限の途中で抹消されても、日割り計算等による登録料の返金はいたしませんので、ご了承ください。

以上